

第2号様式

平成27年度第2回法務省入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所	平成27年10月9日(金) 10:00~12:00 13:00~13:40 法務省大臣官房施設課入札室	
委員	角田 茂 (大学監査室長) ※委員長 只木 誠 (大学教授) 遠藤 和義 (大学教授)	
審議対象期間	平成27年4月1日から平成27年7月31日まで	
抽出案件	総件数 120件	(備考)
工 事 業 務	一般競争	92件
	標準指名競争	1件
	随意契約	13件
	簡易公募型プロポーザル方式	1件
	一般競争	7件
	簡易公募型競争	0件
	標準指名競争	1件
	随意契約	5件
委員からの意見・質問, それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見 具申又は勧告の内容	具申又は勧告	回 答
	なし	なし

別 紙

意見・質問	回答
<p>1 工事の発注状況について</p> <p>接見室模様替工事が多数見受けられるが、法令の改正等によるものか。</p> <p>接見室の仕様は統一されているのか。</p> <p>入札不調対策は何か実施しているのか。</p>	<p>法令の改正等はありませんが、接見室の無い検察庁支部において被疑者が逃亡する事案が発生したことから、接見室の無い全ての検察庁支部に接見室を設けることとしたものです。</p> <p>接見室の仕様はほぼ統一されていますが、各検察庁支部ごとに様々な部屋を接見室に模様替えしていますので、工事の内容はそれぞれ異なっています。</p> <p>平成25年に国土交通省官庁営繕部が策定した不調不落対策を参考として、当省においても同様の対策を講じています。</p>
<p>2 業務の発注状況について</p> <p>耐震診断業務は落札率が低いが、理由は把握しているのか。</p> <p>耐震診断業務の予定価格については、国土交通省で定めた積算基準に基づき算出していると思うが、同じ積算基準を用いている他省庁の落札水準と比較してみることも必要ではないか。予定価格が本当に適正なのかどうかは検証が必要と思われる。</p>	<p>正確な調査はしていませんが、最近是他省庁の耐震診断業務発注案件が一段落し、その影響で応札者が増えたことも一因であると考えます。</p> <p>他省庁での落札水準を調査し、予定価格についても検証を行っていきたいと考えています。</p>
<p>3 指名停止等の運用状況について</p> <p>指名停止期間について、月数でなく週数としているものがあるが、その違いは何か。</p>	<p>指名停止期間については、一般的には月数を基礎としていますが、指名停止理由によっては、最低2週間以上と定めていたり、加重として1.5倍す</p>

<p>指名停止理由において懲役刑の判決を受けたためとしている案件があるが、逮捕時点で指名停止となるのではないのか。</p>	<p>る定めがあるなど、週によることを妨げるものではありません。</p> <p>過去の同種事例や他省庁の指名停止状況を鑑みて適切に設定しています。</p> <p>本件については、他省庁における指名停止措置により認知した事案ですが、その時点で既に判決が出ていたこと、当省で認知した他省庁の指名停止措置情報でも「判決を受けたため」としていたことから、このような理由としました。</p>
<p>他省庁の指名停止期間と法務省の指名停止期間が大きくずれた場合、業者は長期間にわたり入札に参加できなくなり、不利となるのではないのか。</p>	<p>他省庁が指名停止をしても当省が指名停止をしなければ、当該業者は当省の入札には参加できますし、逆の場合には、当省の入札に参加できなくても他省庁の入札には参加できますので、一概に不利になるとは考えていません。</p> <p>しかし、同じ国の機関で指名停止の時期にあまりに差があるのは不適切と考えますので、指名停止事案を認知した場合には、速やかに指名停止措置を講じるよう努めているところです。</p>
<p>4 工事抽出案件について</p> <p>(1) 仙台地方検察庁石巻支部弁護士接見室模様替工事[一般競争入札]</p> <p>競争参加資格の審査において、参加者の評点及び等級を修正しているが、これはどのような理由からか。</p> <p>(2) 沖縄少年院・沖縄女子学園（仮称）構内整備第2期工事[標準指名競争入札]</p> <p>第1期工事の内容はどのような</p>	<p>本件入札については、入札参加申請期限が昨年度、入札が本年度と年度をまたがっていたため、本年度に改めて、平成27・28年度の一般競争入札参加資格の評点を確認し修正したものです。</p> <p>当該敷地はひめゆりパーク跡地であ</p>

ものだったのか。

第1期工事の受注者とは別の者が受注したのか。

落札率が高いが、理由は何か考えられるか。

(3) 山形刑務所医務・病室棟等新営（建築）工事（第10回変更）[随意契約]

変更回数が10回と多くなったのはなぜか。

本件の契約金額は当初契約金額の4割程にもなる。変更金額が大きくなると受注者の負担にもなり、適切とは言い難い。

変更契約の見積り合わせはどのように行っているのか。

見積り合わせを実施した職員が誰か分かる調書等は作成していないのか。

5 業務抽出案件について

(1) 下妻拘置支所改修工事实施設計業務[簡易公募型プロポーザル方式]

契約書等の写しの提出がないことを理由として参加資格無しとし

り、平成26年度に第1期工事として樹木の伐採や産業廃棄物処分等を行いました。今回の工事は、その後の敷地造成等を内容とするものです。

本件工事は第1期と参加可能な業者のランクが異なり、第1期工事の受注者は本件入札に参加していません。

理由はわかりかねますが、土木工事に近い内容であり、比較的積算しやすかったのではないかと考えます。

本件は、設計図書と実際の地盤の相違による工事の中止や、地中障害物の発見などにより、複数回の工期延長を行うなどした結果、変更回数が多くなってしまったものです。

本件については、やむを得ない変更だと考えますが、変更契約については、引き続き留意してまいります。

当課の打合せスペースなどで、職員2名が行っています。

調書等は作成していません。

参加表明書に記載してある内容を証明するものとして契約書等の提出を求

ているが、単なる書類の付け忘れでも資格無しとなるのか。

契約書等の写しがないことについて、業者に問い合わせはしないのか。

実際に契約しているのに添付していないだけで資格無しとするのであれば、ケアレスミスを防ぐ方策を考えるべきである。

(2) 沖縄少年院・沖縄女子学園（仮称）構内整備第2期工事監理業務 [標準指名競争入札]

本件については、当初、簡易公募型競争入札で行ったものの、応札者が1者となったために中止し、標準指名競争入札に切り替えたものであるところ、指名業者選定の際に、簡易公募型競争入札の応札者1者を指名業者に含めているが、そのような取扱いについて指名基準等により明文化して定めているのか。

一律含める取扱いとしているのであれば、基準等に明文として定めるべきではないか。

(4) 平成27年度小倉拘置支所実施設計業務 [随意契約]

随意契約理由が建築主事の指導による設計の見直しということだが、事後的にこのようなことが生じることは、他にも起こり得るのか。もっと早く調整できたのではないか。

めていますので、その提出がない場合には、表明書の内容が正しいか判断できないことから、資格無しとしています。

問い合わせ等は一律行わないということで審査を行っています。

既にチェックリストなども作成していますが、引き続き方策を考えていきたいと思います。

明文の規定では定めていません。その都度、競争参加資格等審査委員会に方針を諮り決定しています。なお、これまで当初の参加表明書提出者を含めなかったことはありません。

検討します。

今回のような事態は非常に稀です。通常は基本設計段階で建築主事と打ち合わせをして実施設計を進めています。今回も調整を図りながら設計を進めていたものの、このような結果になってしまいました。

<p>本件業務に係る当初の設計業務の契約はどのような方式で受注者を決めたのか。</p> <p>一般的に、変更契約であれば当初契約の落札率が考慮された予定価格となるが、別発注となればそのような調整はなされず、落札額が高くなる可能性がある。</p> <p>本件は、当初契約がプロポーザル方式であり、当初の落札率も高いと思われることから、あまり差は出ないかもしれないが、そのような点も十分注意すべきである。</p>	<p>当初の設計業務の契約は、簡易公募型プロポーザル方式により行いました。</p> <p>本件については、当初契約が昨年度終了しており、別途契約とせざるを得なかったものです。</p> <p>別途発注については、今後も留意していきたいと考えます。</p>
--	--